

飲食店（飲食業）における化学物質労働災害について

～意外な化学物質災害について～

第1回	令和8年6月25日（木）	9：30～11：00
第2回	令和8年6月25日（木）	14：30～16：00
第3回	令和8年6月29日（月）	9：30～11：00
第4回	令和8年6月29日（月）	14：30～16：00

厚生労働省 佐賀労働局

佐賀労働基準監督署
唐津労働基準監督署
武雄労働基準監督署
伊万里労働基準監督署

～小売業・飲食店における化学物質による労働災害～

□小売業や飲食店において、化学物質による労働災害が増加しています。

→うちは、化学物質は使っていないけど...

実は、こんな場面で化学物質による労働災害が発生中。

～小売業・飲食店における化学物質による労働災害事例～

ケース1 塩素ガス中毒 ～トイレ清掃中～



発生状況

本災害は、飲食店の開店前、数人で店内の清掃を行っているときに発生した。

被災者は、フロアの清掃をした後、トイレの清掃をするため備付けの塩素系漂白剤(成分:次亜塩素酸ナトリウム等、液状、塩基性)をトイレの床にまき、その上に酸性洗剤(成分:塩酸9.5%)をまいて水をかけ、タワシで洗い始めた。

しばらくすると、被災者が涙を流しながら咳き込み始め、苦しそうにしたため、同僚が車で病院へ連れて行ったところ「塩素ガス中毒」と診断され、1週間入院することになった。

トイレは縦・横2m、高さ2.5mと狭く、窓もなく、換気扇があるものの災害発生時は使用していなかった。

なお、使用した塩素系漂白剤、酸性洗剤の両方に、お互いに混ぜることを禁じる使用上の注意が記載されていた。

原因

- [1] トイレ清掃の際、洗剤の性質、使用上の注意等を確認することなく、塩素系漂白剤と酸性洗剤を混ぜて使用したこと。
- [2] トイレ内の換気が不十分であったこと。

対策

- [1] 洗剤や漂白剤等を使用するときには、その性質や使用上の注意を十分確認すること。
- [2] 事業者は、作業員に対し適切な作業指示を行うとともに、液性の違う洗剤等を不用意に混ぜることのないよう保管場所に留意すること。

～小売業・飲食店における化学物質による労働災害事例～

ケース2 カビ取り用洗剤を使用中の次亜塩素酸ナトリウム中毒



発生状況

本災害は、食品製造工場における壁のカビ取り作業後に発生した。

製造工場の通路において、次亜塩素酸ナトリウムを10～12%含有するカビ取り用洗剤を使用して、通路の壁のカビ取り作業を行っていた際に、汚れの落ちが悪いため、通常500倍に希釈して作業するところ、洗剤を希釈せずに原液のまま使用した。帰宅後、息苦しい等の症状が発生したため病院を受診したところ、次亜塩素酸ナトリウム中毒と診断された。

原因

- 1 カビ取り作業を行う際は、洗剤を水で500倍に希釈してから作業するようにあらかじめマニュアルで定めていたにもかかわらず、マニュアルで定められた作業手順を守らず、洗剤を原液のまま使用して作業を行ったこと。
- 2 次亜塩素酸ナトリウムの危険有害性に関する認識が不足していたこと。

対策

- 1 次亜塩素酸ナトリウムを含有する洗剤を使用して行う清掃の業務においては、マニュアルで定められた作業手順を行わせるよう徹底し、再発防止に努めること。

～小売業・飲食店における化学物質による労働災害事例～

ケース3 漂白液の容器を開けようとしたときに液がはねて顔に



- ・ 発生状況
厨房内洗い場で、漂白液（次亜塩素酸ナトリウム）の容器の栓を外そうとしたところ、液がはねて右目をばく露し、薬傷を負った。
- ・ 原因
急いで栓を開けようとしたこと。
保護メガネを着用していなかったこと。
- ・ 対策
保護メガネを着用すること。

～小売業・飲食店における化学物質による労働災害事例～

ケース4 一酸化炭素中毒



発生状況

飲食店の厨房で、被災者が開店準備の仕込み作業のため木炭に火をおこしたところ、店内換気を行っていなかったことにより一酸化炭素が発生し、火をおこして約1.5時間後に中毒症状が現れ、一酸化炭素が充満している店内に他の労働者3名が順次出勤し、同様に一酸化炭素にばく露され被災した。1～3日間の休業となった。

原因

- 1 木炭の火おこし作業を行うにあたり、店舗内の換気を行わなかったため不完全燃焼により一酸化炭素が発生し密閉状態となっている店舗に充満したこと。
- 2 一酸化炭素は無色無臭の気体であるため、店舗内に一酸化炭素が充満している状況であることを被災者らが気づかず、長時間店舗の換気が行われなかったこと。
- 3 開店準備作業を1名で行わせていたことから、換気設備の稼働を確認する等、一酸化炭素中毒防止に係る管理が行われていなかったこと。
- 4 一酸化炭素中毒の発生状況、症状、中毒防止の重要性及び緊急時の対応等、一酸化炭素中毒予防のための労働者に対する教育が不十分であったこと。

対策

- 1 厨房内で火気を使用する場合は、十分な換気能力を有する換気扇を稼働させること。
- 2 火気を使用する場所に警報装置を設置し、有効に稼働させること。
- 3 一酸化炭素中毒防止に係る作業責任者を指名し、火気使用中の換気設備の稼働、換気設備について定期点検の確認等の職務を行わせること。
- 4 一酸化炭素中毒の発生状況、症状、中毒防止の重要性及び緊急時の対応等、労働者に対して一酸化炭素中毒予防のための教育を定期的に行い、周知徹底すること。

化学物質の管理について

職場で使う「消毒液」も

換気をせずにトイレ清掃中に洗浄剤を使ってフッ化水素中毒に

化学物質を用いた「洗浄、清掃、漂白」も

美容院で使う「毛染め剤」も

美容院で毛染め剤を素手で使って皮膚にかぶれ

職場で使う「消毒剤」も

令和6年4月から、職場で使う身近な商品や製品にも化学物質管理が必要になります。

職場で使っている「化学製品」管理の準備すすめてますか？

30秒動画編

食品加工の「洗浄剤」も

でも、安心してね!

「ケミガイド」がご案内します 注目!!

飲食店の「漂白剤」も

工業用の「接着剤」も

印刷会社の「染色剤」も

職場で使う「カビ取り用洗剤」も

施設の壁清掃に原液のままカビ取り用洗剤を使って呼吸困難に

職場の「塗料」も

職場で使う「さび止め」も


殺虫剤が散布作業中に不十分な保護具で体に付着し有機リン中毒に

建設現場の「接着剤」も

労働安全衛生法の政省令改正により、令和6年4月から化学物質管理が変わります！

化学物質関連の災害について

【年】 【事故の型】	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	合計
有害物との接触	393	369	409	397	404	430	408	442	463	470	4,185
爆発	34	32	39	39	35	34	34	34	49	38	368
火災	41	56	30	41	95	34	30	36	30	36	429
合計	468	457	478	477	534	498	472	512	542	544	4,982

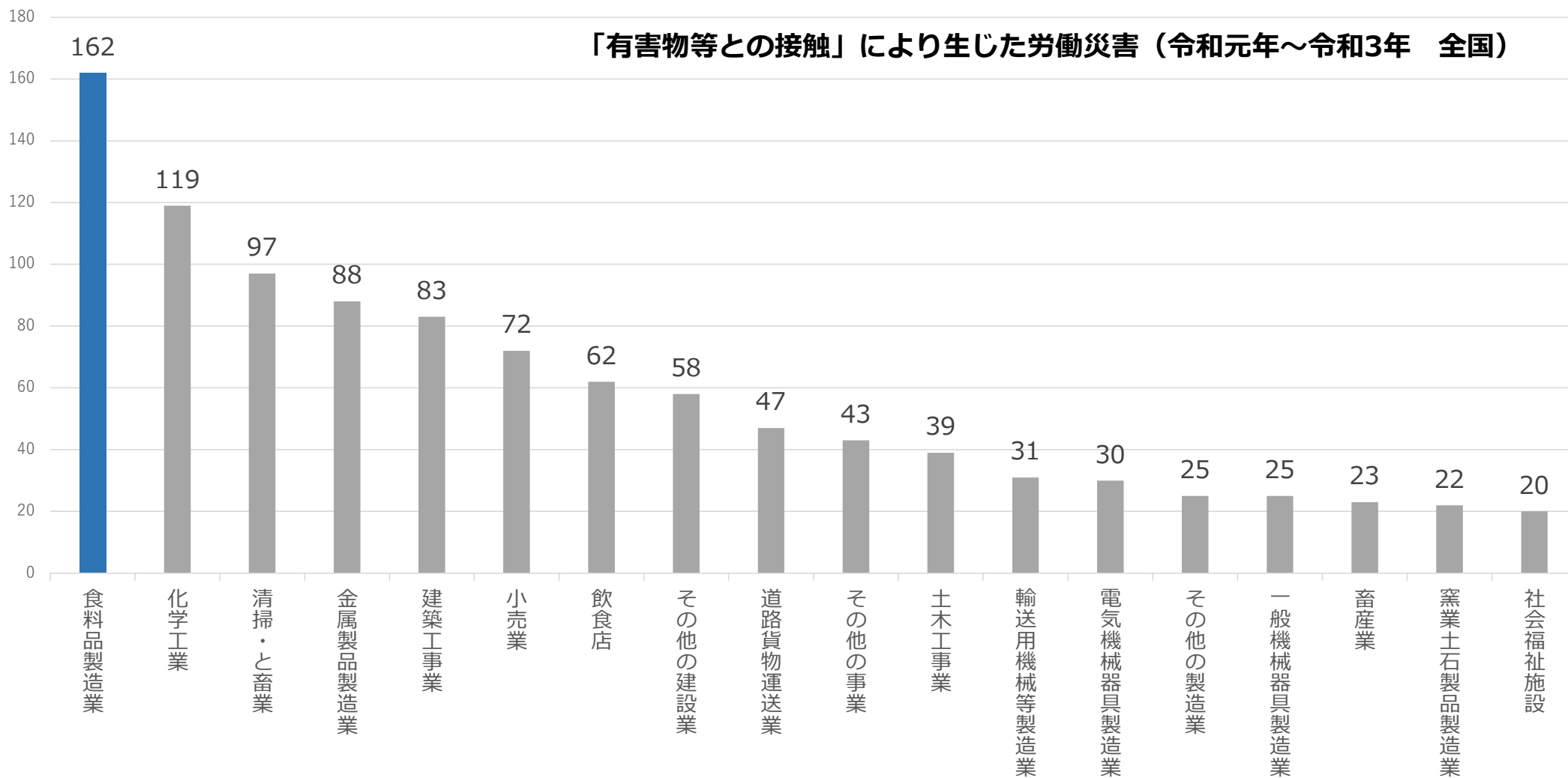


化学物質に起因した労働災害の発生件数は近年高止まりしており、この中には重篤な災害も含まれています。また、小規模事業場では法令順守が不十分な傾向にあり、対策の遅れが指摘されていました。

一方で、欧米をはじめとする諸外国では、化学物質管理は事業者が自律的に管理することがスタンダードとなりつつあります。

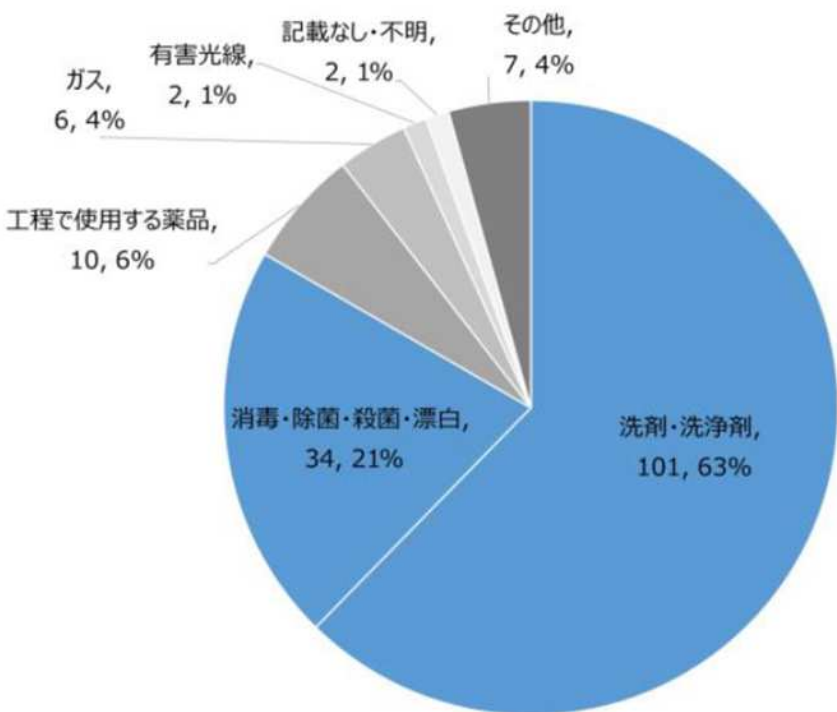
化学物質関連の災害について

「有害物等との接触」により生じた労働災害（令和元年～令和3年 全国）



化学物質関連の災害について

起因物

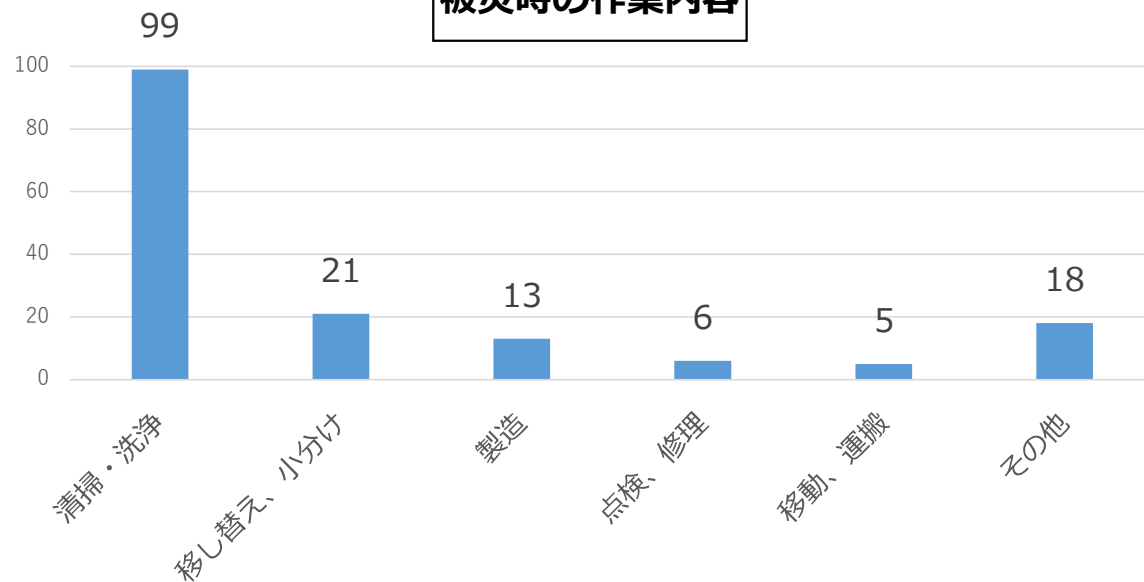


タンク洗浄用の液体アルカリ洗剤の移し替え中に、跳ねた洗剤が手にかかり受傷した。

機械洗浄の際に苛性ソーダをホースでかけていたところ、長靴内部に入り受傷した。

高熱の製造機械を冷まさないまま洗浄剤を投入したため、熱によってはじけ飛んだ薬剤が長靴の中に入り火傷した。

被災時の作業内容



化学物質関連の災害について

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS 交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象 外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できて いないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

※出典：平成29年～令和元年労働者死傷病報告

8割以上が特別規制
対象外の物質による
もの

新たな化学物質規制の概要

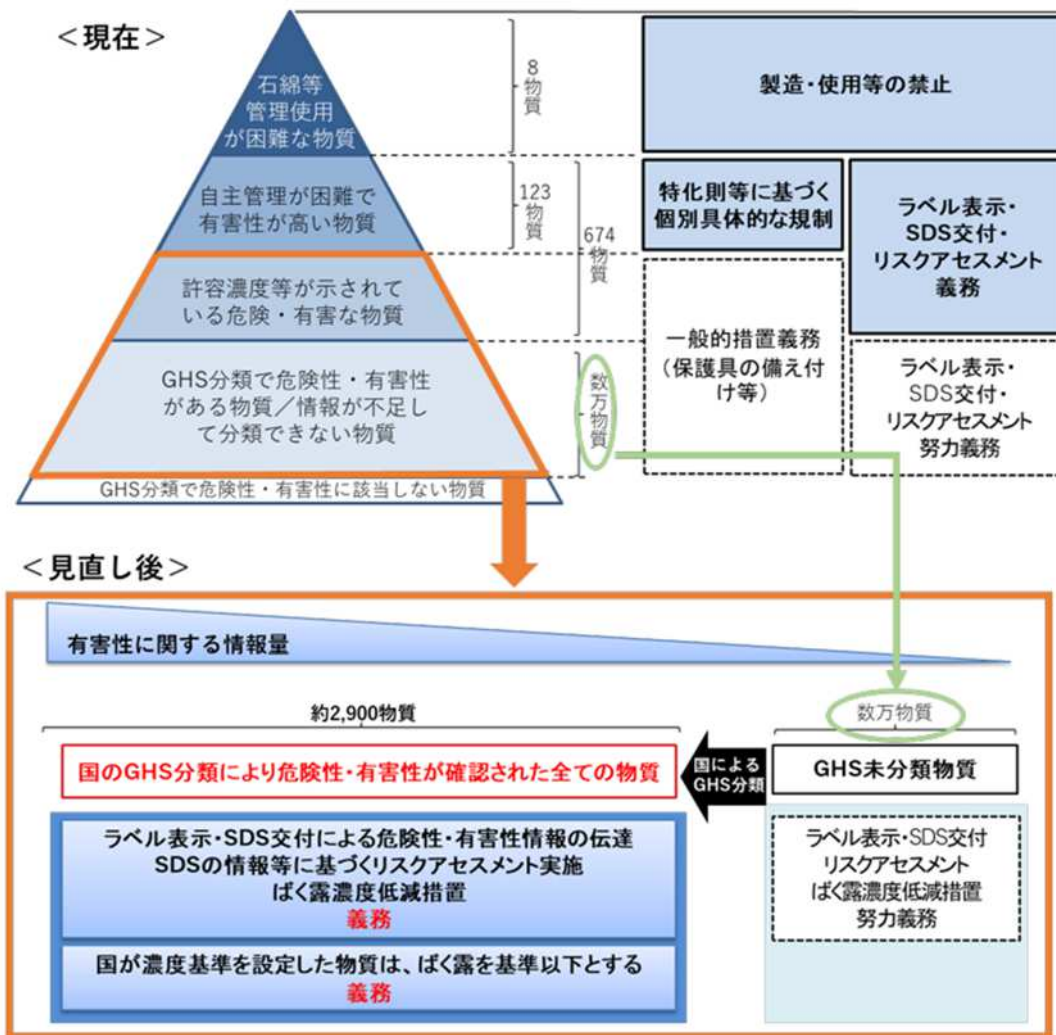
(限られた数の) **特定の化学物質**に対して
(特別則で) **個別具体的な規制**を行う方式



特別則で**未規制の物質**
を主眼として

危険性・有害性が認められた**すべての物質**を
対象として、以下を事業者に求める。

- ・ **ばく露を最小限**とする
- ・ 国が定める濃度基準値がある物質は、**ばく露が濃度基準値を下回る**
- ・ これらを達成するための手段については、リスクアセスメントの結果に基づき、**事業者が適切に選択**する



名称等の表示・通知対象物質の追加

	改正前	R6.4.1追加	R7.4.1追加	R8.4.1追加
ラベル・SDS・RA対象物質	674物質	234物質	約700物質	約850物質

急性毒性、生殖細胞変異原性、
発がん性、生殖毒性のいずれかが
区分1のもの

左記以外のいずれかの
有害性区分で区分1
のもの

区分1となる有害性
区分がないもの

よくわかる!

職場の化学物質管理総合サイト ケミサポ

化学物質への理解を高め、自律的な管理を基本とする仕組みへ

リスクアセスメント対象物を
CAS登録番号で調べる

検索

事業者が実施すること

• **リスクアセスメント対象物** (R8.4.1までの指定分)の **CAS登録番号**による簡易検索ができます。



名称等の表示・通知対象物質の追加

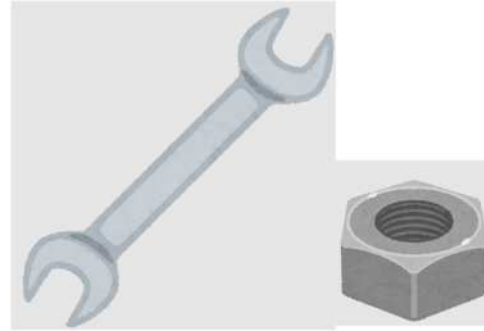
法改正の対象外



医薬品、医薬部外品、
化粧品など



農薬



工具、部品等の成形品



対象物が密閉されているもの（電池等）



一般消費者向けに提供される食品

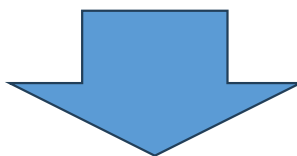


品名	トイレ用洗剤
用途	便器、タイル、トイレのタンク
液性	アルカリ性
成分	界面活性剤（・・・・） 分散剤（・・・・） 水酸化ナトリウム（1%） 次亜塩素酸塩
正味量	300mℓ
使用量の目安	便器：1回 5mℓ タイル：1㎡当たり 10mℓ
使用上の注意	・子供の手が届くところに置かない旨 ・用途外に使用しない旨 ・万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には 応急処置を行い、医師に相談する旨 ・使用の際にはゴム製等の手袋又は柄付きたわし を使用する旨
	〇〇×株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999

家庭用品品質表示法による表示があるもの

製品のラベルだけを見てもよくわからない...

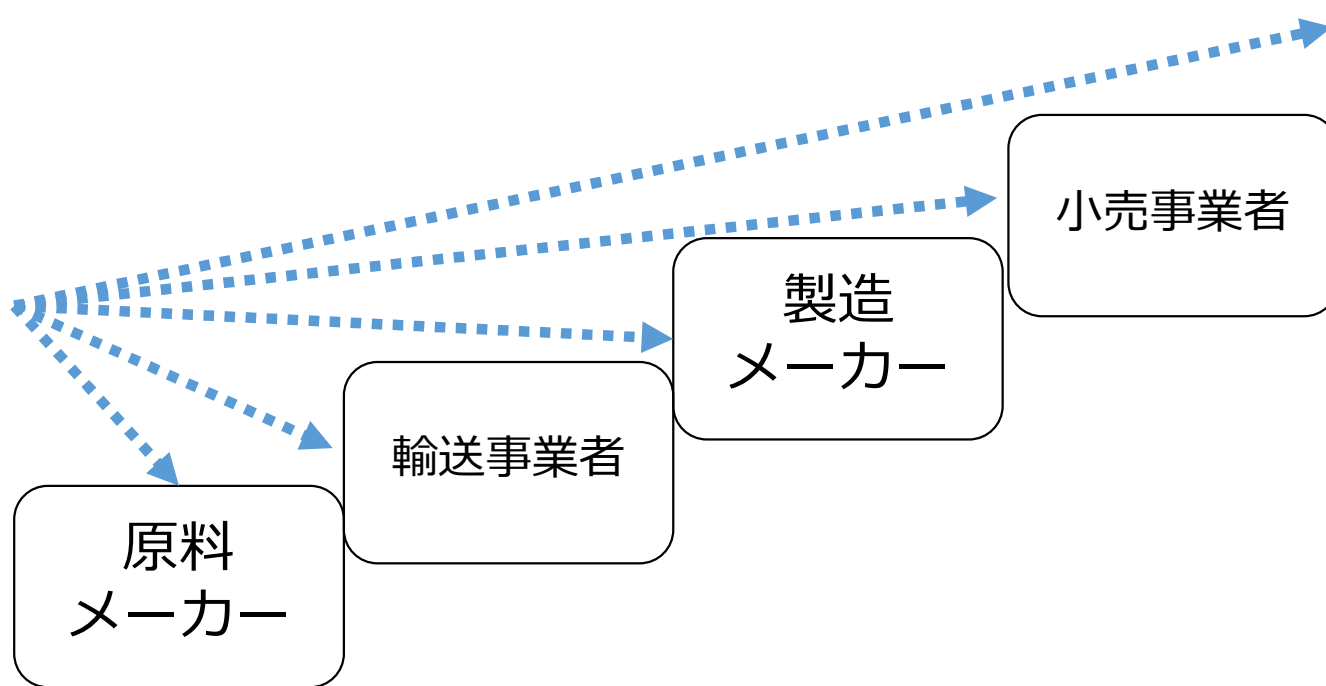
この製品の中にどんな物質が入っていて、
どんな危険があるかわからない...



安全データシート (SDS) を確認しよう！！

安全データシート (SDS) とは

- SDS (**S**afety **D**ata **S**heet : 安全データシート) とは、危険・有害性のおそれがある化学物質を含む製品をほかの事業者を提供する際、その製品の性状や取り扱いに関する情報を提供するための文書。
- 化学物質及び化学物質を含んだ製品に起因する**予見可能なリスク**を、製造や取り扱う**すべての関係者に周知**し、**人の健康及び環境に対する災害・事故を未然に防止すること**を目的としている。



SDSについて

1. 化学品及び会社情報

2. 危険有害性の要約

3. 組成及び成分情報

4. 応急措置

5. 火災時の措置

6. 漏出時の措置

7. 取り扱い及び保管上の措置

8. ばく露防止及び保護措置

9. 物理的及び化学的性質

10. 安定性及び反応性

11. 有害性情報

12. 環境影響情報

13. 廃棄上の注意

14. 輸送上の注意

15. 適用法令

16. その他の情報

安全データシート
(JIS Z7253:2019準拠)

ホルムアルデヒド

作成日 2003年05月06日
改訂日 2006年03月23日
改訂日 2006年03月27日
改訂日 2008年01月11日
改訂日 2018年03月16日
改訂日 2023年3月31日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称
化学品の英語名称
製品コード
供給者の会社名
住所
電話番号
ファクシミリ番号
電子メールアドレス
緊急連絡電話番号
推奨用途及び使用上の制限

ホルムアルデヒド
Formaldehyde
R04-C-056-JNIO SH
〇〇〇〇株式会社
東京都△△区△△町△△丁目△△番地
03-1234-5678
03-1234-5678
連絡先@検セ.or.jp
03-1234-5678
ポリアセタール樹脂・ユリア樹脂及びメラミン樹脂接着剤・フェノール樹脂・合成ゴム・メラミン樹脂（接着剤を除く）・ユリア樹脂（接着剤を除く）原料、溶剤、医薬・繊維処理剤・紙力増強剤・土木建築材料原料、キレート剤、農業合成原料、石炭酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂、農業（失効農業）、消毒剤（NITE-CHRI Pより引用）

2. 危険有害性の要約

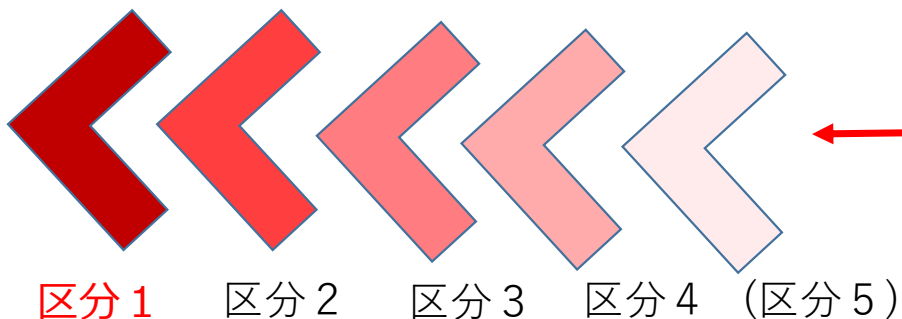
GHS分類
分類実施日
(物化危険性及び健康有害性)

R5.3.31、政府向けGHS分類ガイダンス（令和3年度改訂版
(Ver2.1))を使用 ※一部、ガイダンスVer.1.1 (GHS 4版, JIS

SDSについて

2. 危険有害性の要約

GHSにおける危険有害性がある場合



ピクトグラム

2. 危険有害性の要約

GHS分類

分類実施日
(物化危険性及び健康有害性)

物理化学的危険性

健康に対する有害性

分類実施日
(環境有害性)
環境に対する有害性

GHSラベル要素
絵表示

R5.3.31、政府向けGHS分類ガイダンス（令和3年度改訂版（Ver2.1））を使用 ※一部、ガイダンスVer.1.1（GHS 4版，JIS Z7252:2014）

可燃性ガス
高圧ガス
急性毒性（経口）
急性毒性（経皮）
急性毒性（吸入：ガス）
皮膚腐食性／刺激性
眼に対する重篤な損傷性／
眼刺激性
呼吸器感受性
皮膚感受性
生殖細胞変異原性
発がん性
特定標的臓器毒性
（単回ばく露）
特定標的臓器毒性
（反復ばく露）
水生環境有害性 短期（急性）
水生環境有害性 長期（慢性）

- 区分1
液化ガス
- 区分4
- 区分3
- 区分2
- 区分1
- 区分2
- 区分1
- 区分1A
- 区分2
- 区分1A
- 区分1（神経系、呼吸器）
- 区分1（中枢神経系、呼吸器）
- 区分2
- 区分3



SDSについて

2. 危険有害性の要約

絵表示（ピクトグラム）：万国共通のシンボルであり、世界中で使用されている

【炎】 	可燃性／引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	【円上の炎】 	支燃性／酸化性ガス 酸化性液体・固体	【爆弾の爆発】 	爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
【腐食性】 	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な 損傷性	【ガスボンベ】 	高压ガス	【どくろ】 	急性毒性 (区分1～3)
【感嘆符】 	急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	【環境】 	水生環境有害性	【健康有害性】 	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1, 2) 吸引性呼吸器有害性

SDSについて

2. 危険有害性の要約

➤ **危険有害性情報：**
危険有害性クラスおよび区分に割り当てられた
注意点（リスク）。

➤ **注意書き：**
GHSにおける危険有害性があり、区分が付与さ
れている場合は注意書きが記載されている。

- ・ 安全対策
- ・ 応急措置
- ・ 保管
- ・ 廃棄



実際に化学品を取り扱う担当者及び作業者に
周知することが必要！

化学品容器のラベル表示を
確認することも
災害防止対策の一つ！

注意喚起語
危険有害性情報

注意書き
安全対策

応急措置

危険

極めて可燃性の高いガス
高圧ガス：熱すると爆発のおそれ
飲み込むと有害
吸入すると生命に危険
皮膚に接触すると有毒
重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
強い眼刺激
吸入するとアレルギー、ぜん（喘）息又は呼吸困難を起こすおそれ
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
遺伝性疾患のおそれの疑い
発がんのおそれ
神経系、呼吸器の障害
長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器の障害
水生生物に毒性
長期継続的影響により水生生物に有害

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

取扱い後は手をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。

【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

環境への放出を避けること。

漏えい（洩）ガス火災の場合：漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。

漏えいした場合、着火源を除去すること。

飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。

口をすすぐこと。

皮膚に付着した場合：多量の水／石けん（鹸）で洗うこと。

特別な処置が必要である（このラベルの・・・を見よ）。

SDSについて

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別: 混合物
化学名又は一般名: 硝化綿塗料

成分名	重量 (%)	CAS No.	化学構造式	文書交付対象物質
イソプロピルアルコール	1~5	67-63-0	C3H7OH	○
プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	10~20	108-65-6	C6H12O3	—
ニトロセルローズ	10~20	9004-70-0	—	○
酢酸ノルマルブチル	40~50	123-86-4	C6H12O2	○
—	—	—	—	—

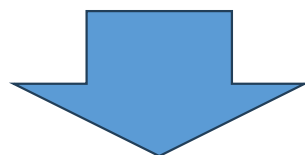
- CAS登録番号：個々の化学物質に固有の識別番号。世界共通であり、成分名の表記ゆれにも対応できるため、各種データベースで使用されている。
- 省略名（「アルコール類」など）で記載されていることがある。法規制に該当する物質は省略不可。

SDSを入手しよう

安全データシートのはわかったけど...



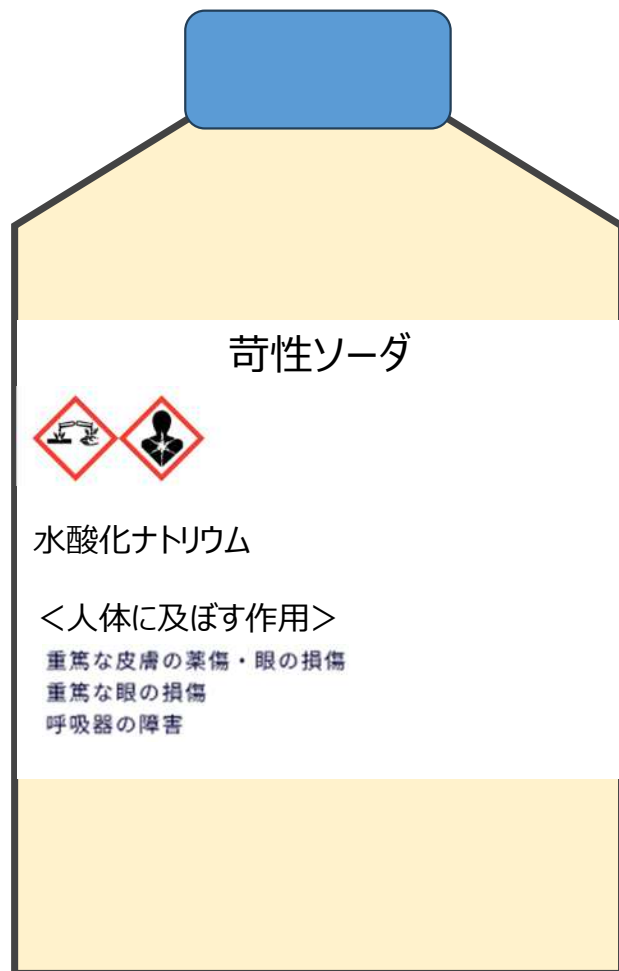
どこで安全データシートをもらえるの？



- ・ 製造メーカーの**公式サイト**または**問い合わせ**
- ・ 取引している**商社・販売会社**に**依頼する**

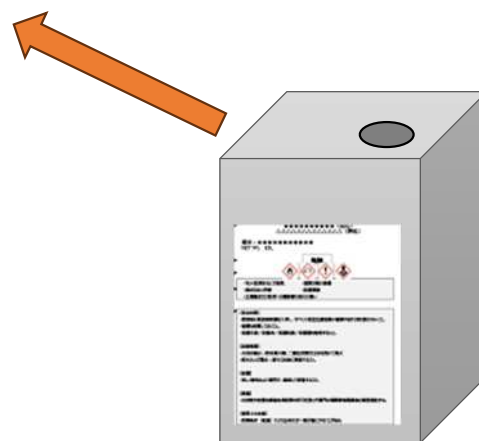
※ 内容が更新される可能性もあるので、**改訂日は最新のもの**か確認してください
保存方法は紙でもデータでもOK（取り扱う人が見れるようにしておいてください）

小分けして使いたいときは...



安衛則第33条の2

化学物質を包装、別の容器に**移し替え**、又は**小分けにして保管**する場合



包装又は容器への**表示**、**文書の交付**、作業場所への**掲示**、確認できる**機器の設置**にて明示すること。

- 物質の名称
- 人体に及ぼす作用

皮膚等障害防止について

分類	対応
①皮膚障害等を起こすおそれのあることが明らか な化学物質 を製造・取り扱う作業	保護具使用 義務
②皮膚障害等を起こす おそれがないことが明らか な 化学物質以外 を製造・取り扱う作業	保護具使用 努力義務
①皮膚障害等を起こす おそれがないことが明らか な 化学物質 を製造・取り扱う作業	着用 不要



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質

1210物質 (R7.2.26時点)

製品安全データシート (SDS)

××××××

1. 化学物質及び会社情報
 化学物質等の名称：××××××
 製品コード : ○○○
 会社名 : ○○○(株)

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性

皮膚腐食性及び皮膚刺激性
 眼に対する重篤な損傷性・目刺激性
 呼吸器感作性
 皮膚感作性

区分1
区分1
 分類できない
区分1B

いずれかが区分1
 = 皮膚障害を起こす
 ことが明らかである

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル

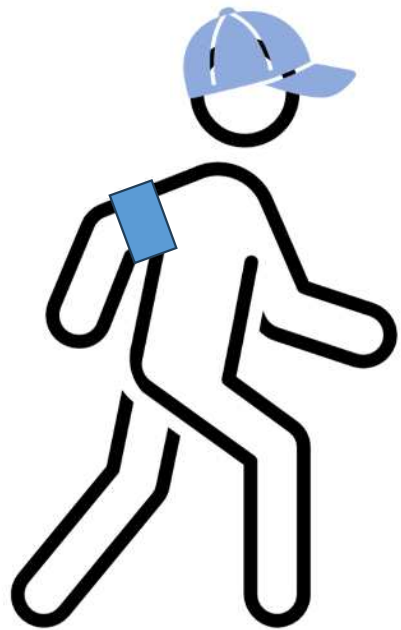
検索

管理体制の確立について

化学物質管理者

＜選任が必要な事業場＞

リスクアセスメント対象物を**製造、取り扱い、譲渡・提供**する事業場（**業種・規模の要件なし**）。工場、店社、営業所等の事業場ごとに選任。（出張先は不要）



化学物質管理者
○○○○○

リスクアセスメント対象物製造事業場	専門講習の修了者（2日）
リスクアセスメント対象物製造事業場以外の事業場（取り扱いのみ）	資格要件なし （専門的講習の受講を推奨）

- 化学物質に係るリスクアセスメントの**実施の管理**
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止**措置の選択、実施の管理**
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応
- 化学物質の自律的な管理に係る**各種記録**の作成・保存

- ・ リスクアセスメント結果
- ・ リスクアセスメントに基づき講じた措置の内容
- ・ ばく露の状況について労働者の意見聴取

1年を超えない期間
ごとに1回

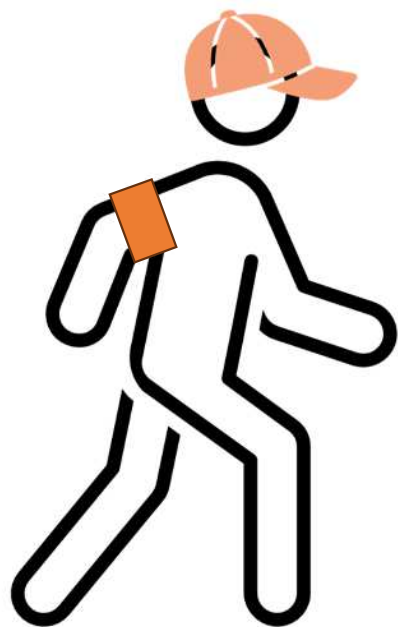
- 化学物質の自律的な管理に係る労働者への教育

管理体制の確立について

保護具着用管理責任者

<選任が必要な事業場>

リスクアセスメントの結果、ばく露防止措置として労働者に保護具を使用させる事業場
工場、店社、営業所等の事業場ごとに選任。（出張先は不要）



保護具着用管理責任者
○○○○○

<選任要件>

- ①化学物質管理専門家
- ②作業環境管理専門家
- ③労働衛生コンサルタント
- ④第1種衛生管理者又は衛生工学衛生管理者
- ⑤有機・特化・鉛作業主任者
- ⑥安全衛生推進者
- ⑦保護具着用管理責任者講習を受講した者

- 保護具の**適正な選択**
- 労働者の保護具の**適正な使用方法**に関する**教育**
- 保護具の**保守管理**に関する**教育**

※通達「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」「化学防護手袋の選択、使用等について」に留意

化学物質のリスクアセスメントについて

労働者がリスクアセスメント対象物質にばく露される程度を、**最小限度**とする。ばく露濃度基準が定められている物質については、**ばく露濃度基準値以下**とする。



そもそもの程度の低減措置が必要？
ばく露濃度基準値は下回っている？

ばく露の程度を知るため、**リスクアセスメント**が必要！

化学物質のリスクアセスメントについて

＜法定のリスクアセスメント実施時期＞ **H28.6～**（労働安全衛生法第57条の3）

- ①リスクアセスメント対象物を原材料等として新規採用、変更する時
- ②リスクアセスメント対象物の製造・取扱いに関する作業方法や手順を新規採用、変更する時
- ③リスクアセスメント対象物による危険性・有害性の情報が変更された時

＜指針で定められたリスクアセスメント実施時期＞ **努力義務**

- ①化学物質での労災発生など、過去のリスクアセスメント結果に問題がある場合
- ②前回のリスクアセスメントから一定期間経過し、設備の劣化や労働者の交代等が生じた場合
- ③取り扱い・製造を行う化学物質について、過去に一度もリスクアセスメントを実施していない場合

対象物質によって生じる危険や健康障害等の**発生可能性**と**重篤度**を考慮する方法

		危険または健康障害の程度（重篤度）			
		死亡	後遺障害	休業	軽傷
危険または健康障害 を生じる おそれの程度 （発生可能性）	極めて高い	5	5	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

対象物質にさらされる程度（**ばく露濃度等**）と対象物質の**有害性の程度**を考慮する方法



CREATE-SIMPLE



化学物質のリスクアセスメントについて

食料品製造業における製造・加工設備の洗浄作業 化学物質管理マニュアル					
化学物質管理者	保護員着用管理責任者	作業者 (又は機長等)			
作業情報					
作業内容	化学品名・メーカー名		成分名	※裏表紙のチェック欄に✓	
作業期間 (任意)	備考 (任意)				
化学物質取扱時の留意点					
危険性 (火災爆発に属する)	-		リスク低減対策		
有害性 (健康有害性に属する)	<ul style="list-style-type: none"> ○吸入すると有害 ○接触により皮膚及び眼への損傷やアレルギー皮膚反応を起こすおそれ ○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、呼吸器、臓器、中枢神経系への障害のおそれがある。 		保護員の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○皮膚等有害化学物質を含む場合、保護手袋、保護衣、保護靴は不透水性のものを選択する。 ○手袋着用前には、保・アき確認を実施する。 ○手袋を脱ぐ際には、手袋に付着する化学物質が身体に付着しないよう、化学物質の付着面が内側になるように脱ぐ。 	
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹸水及び水で洗い流す。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○眼に入った場合は直ちに清潔な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。なお強アルカリ性の場合は、少なくとも15分間洗眼する。 		実施すべき事項/留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○SDSやpH試験紙等で洗浄剤のpHをあらかじめ確認する。 ○洗浄剤の小分け容器には、「洗浄剤の名称」「人体に及ぼす作用」「希釈倍率」「作成日」「混ぜるな危険 (必要に応じて)」を貼付する。 ○足元に洗浄剤を撒く場合、滑って転倒し化学物質が身体に付着しないように注意する。 ○作業中は換気扇を稼働させる。 ○作業の終了後は、すぐに手を洗う。 	
リスク低減措置					
作業内容	吸入対策	保護手袋	保護眼鏡	保護衣・保護靴	備考
④ 希釈・小分け	-	ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。ただしアルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、フェイスシールドを着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の部分防護服 (前後け等)、アームカバーを使用する。	希釈時は水しぶきが上からないように水面近くでゆっゆの投入する。小分け容器に移す際は漏斗を使用する。希釈後の洗浄剤タンクや容器は、低い位置で保管する。
⑧ 部品等の手洗い	-	ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。なお洗浄剤に「2-アミノエタノール」が含まれる場合は、240分以内に手袋を交換する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の部分防護服 (前後け等) を着用する。	保護手袋に付着した洗浄剤が身体に付着しないよう留意する。付着が避けられない場合は、付着部位を覆う保護衣を着用する。
⑨ フォームガンによる洗浄	-	ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の防護靴を着用する。なお、身体より高い位置を洗浄する場合は、付着可能性のある部位を覆う防水性の部分防護服、アームカバーを使用する。	-
従事する作業	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載
※水垢を記載	※化学物質管理書又は保護員着用管理責任者が記入	※保護員着用管理責任者が記入	※保護員着用管理責任者が記入	※保護員着用管理責任者が記入	※保護員着用管理責任者が記入
記録欄					
異常の記録	※保護員の着用忘れ、こぼし、眼に入ったなどの異常や、応急処置の内容等の記録を記載		その他記録		

〈食料品製造業・飲食店〉

- ✓ 設備の洗浄作業 (移し替え作業等含む)
- ✓ 苛性ソーダ投入洗浄作業

作業別マニュアル



化学物質のリスクアセスメントについて

【リスクアセスメント対象物以外の物質（努力義務）】

- 法第28条の2に基づくリスクアセスメントを実施
⇒ばく露を最小限度にするよう努めなければならない（安衛則第577条の3）
- 危険有害性を有する全ての化学品は努力義務の対象
- 一般消費者が購入可能な製品でも、業務用洗剤等のように**業務に使用することが想定されている製品は義務対象**

だが、見極めるのは難しい

⇒**業務で使用する場合は対象と考えるべき！**

ご清聴
ありがとうございました



厚生労働省HP「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」

化学物質管理の法改正に関する通達、マニュアル、動画資料がまとめて掲載されていますのでご活用ください。